

府子本第326号  
平成30年4月2日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 御中

内閣府子ども・子育て本部統括官  
（公印省略）

### 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布等について

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）については、第196回通常国会において、平成30年3月30日に可決成立し、同月31日、平成30年法律第12号として公布され、同年4月1日に施行されたところである。

また、同年3月31日、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」（平成30年政令第155号。以下「改正令」という。）、「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成30年内閣府令第21号）及び「子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準」（平成30年内閣府告示第58号）が公布・告示され、同年4月1日に施行・適用されたところである。

その主たる内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

### 記

## 第1 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律関係

### 1 改正の趣旨

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずることとした。

## 2 改正の概要

### (1) 子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当

イ 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る子どものための教育・保育給付の費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であって、満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。（2）イ及び第2の2（2）イにおいて同じ。）に係るものについては、その額の6分の1を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。

（法第66条の2第1項関係）

ロ 全国的な事業主の団体は、イの割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができるものとする。こと。（法第66条の2第2項関係）

### (2) 拠出金

イ 一般事業主から徴収する拠出金の対象に子どものための教育・保育給付の費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満3歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。）を追加すること。（法第69条第1項関係）

ロ 拠出金の率の上限を1,000分の4.5に引き上げるものとする。こと。（法第70条第2項関係）

### (3) 保育充実事業

イ 保育の実施への需要が増大している市町村（以下「特定市町村」という。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業（以下「保育充実事業」という。）のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該保育充実事業を行うことができるものとする。こと。（法附則第14条第1項関係）

ロ 特定市町村以外の市町村（以下「事業実施市町村」という。）においても、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該保育充実事業を行うことができるものとする。こと。（法附則第14条第2項関係）

ハ 国は、保育充実事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助することができるものとする。とともに、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、当該都道府県及び関係市町村等により構成される協議会を組織することができるものとする。こと。（法附則第14条第3項及び第4項関係）

### (4) その他

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要

の改正を行うものとする。こと。(改正法附則第2項関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行するものとする。こと。

#### (2) 経過措置

改正法による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成30年度の予算から適用し、平成29年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例によるものとする。こと。(改正法附則第3項関係)

## 第2 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令関係

### 1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、一般事業主から徴収する拠出金の率を改定するとともに、子どものための教育・保育給付の費用の一部について当該拠出金をもって充てる割合を定めるほか、市町村民税所得割合算額が一定の額未満である場合における支給認定保護者に係る教育認定子どもに該当する支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に係る負担上限月額を引き下げること等とした。

### 2 改正の概要

#### (1) 教育認定子どもに係る利用者負担の上限額の引下げ(別添参照)

教育認定子ども(特別利用教育を受ける法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。以下同じ。)について、市町村民税所得割合算額が77,101円未満(以下「第3階層」という。)の支給認定保護者に係る利用者負担の上限額を14,100円から10,100円に引き下げることとする。こと。

(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条から第7条まで、第11条及び第13条関係)

#### (2) 拠出金

イ 子どものための教育・保育給付の費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満3歳未満保育認定子どもについて、法第66条の2第1項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、1,000分の57.5とすること。(令第24条の2関係)

ロ 令第27条において規定されている拠出金率を1000分の2.3から1000分の2.9に引き上げるものとする。こと。(令第27条関係)

#### (3) 保育充実事業に対する国の補助

法附則第14条第3項の規定による国の補助は、特定市町村又は事業実施市町村

が行う保育充実事業に要する費用の額から、それらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。 (令附則第20条関係)

(4) その他

特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）について所要の改正を行うものとする。 (改正令附則第4条関係)

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

この政令は、平成30年4月1日から施行するものとする。

(2) 経過措置

イ この政令による改正後の利用者負担の上限額は、この政令の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例によるものとする。 (改正令附則第2条関係)

ロ この政令による改正後の拠出金率は、平成30年4月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年3月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例によるものとする。 (改正令附則第3条関係)

## 第3 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令関係

### 1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、当該改正法により新設された法附則第14条第1項に規定する特定市町村の要件及び保育充実事業並びに同条第4項に規定する協議会の必要事項を子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）において定めることとした。

また、改正令により教育認定子どもに係る第3階層の支給認定保護者の利用者負担の上限額を引き下げることに伴う所要の改正を行うこととした。

加えて、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる」こととされたことを受け、職権による支給認定の変更時の通知等について一括処理を可能とするための所要の改正を行うこととした。

### 2 改正の概要

(1) 職権による支給認定の変更時の通知の時期

法第23条第4項の規定により、満3歳未満保育認定子どもが満3歳に達したこと

を理由として市町村が職権により支給認定の変更の認定を行う場合（※）において、改正前の規則では、支給認定保護者への通知を「変更の認定を行おうとするとき」に行うこととされているところ、これを満3歳に達した日の属する年度の末日（3月31日）までに行えばよいこととすること。（規則第12条関係）

また、この場合における支給認定保護者及び特定教育・保育施設等に対する利用者負担額に関する通知についても、同様に、満3歳に達した日の属する年度の末日（3月31日）までに行えばよいこととすること。（規則第13条第1項において準用する第7条第1項関係）

なお、この場合における支給認定証の返還（規則第13条第2項）については、その前提としての支給認定証の提出を求める支給認定保護者への通知が年度の末日までに行われることとなることから、特段の改正はしないが、手続の流れ上、当該通知を受けた支給認定保護者が市町村に支給認定証を提出した後に行われることとなること。

※ 職権による支給認定の変更の認定は、「その他必要があると認めるとき」も可能であるが、この場合における当該通知については、支給認定保護者にとって予見可能性のあるものではないことから、引き続き、「変更の認定を行おうとするとき」に行うものとする。

## （2）教育認定子どもに係る利用者負担の上限額の引下げ

改正令において、教育認定子どもに係る第3階層の支給認定保護者の利用者負担の上限額を14,100円から10,100円に引き下げることに伴い、災害等の事由による施設型給付費等負担対象額の特例について定める規則第57条第2項第1号中の「14,100円」も「10,100円」とすること。（規則第57条第2項関係）

## （3）保育充実事業

### イ 特定市町村の要件

法附則第14条第1項の規定による特定市町村に該当するための要件は、

- ① 前年度の4月1日以降において待機児童（特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った支給認定保護者（法第19条第1項第2号又は第3号に係る認定の申請をしたものに限る。以下「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（支給認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）をいう。）がいること
- ② 当該年度以降に特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること

のいずれかを満たすこととすること。（規則附則第8条関係）

### ロ 保育充実事業の事業内容

法附則第14条第1項の規定による保育充実事業は、

- ① 幼保連携型認定こども園等への移行に向けて私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費を補助する事業（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）
  - ② 認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設に対して運営費を補助する事業（認可化移行運営費支援事業）
- とすること。（規則附則第9条関係）

#### （4）協議会

法附則第14条第4項に基づき都道府県が組織する協議会は、協議会を組織する都道府県及び協議会において協議する施策の対象とする市町村をもって構成することとするとともに、教育・保育事業者、学識経験者、関係市町村その他都道府県が必要と認める者を加えることができることとすること。このほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

また、都道府県知事は、協議会を組織したときは内閣総理大臣に一定の事項を届け出ることとするとともに、都道府県は、都道府県が行う小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のために必要があるときは、協議会において協議が調った事項について都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めるものとする。（規則附則第10条関係）

### 3 施行期日

この府令は、平成30年4月1日から施行するものとする。

## **第4 子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準関係**

改正令の施行に伴い、当該改正令により新設された令附則第20条の「内閣総理大臣が定める基準」を定めることとし、保育充実事業を行う市区町村に対する国の補助金の額は、

- ① 保育充実事業の実施に必要と認められる額又は特定市町村若しくは事業実施市町村が保育充実事業の実施に必要と認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいずれか少ない額
- ② 保育充実事業の実施に要する費用の総額から寄附金その他の収入の額を控除した額

のうちいずれか少ない額に、内閣総理大臣通知に定める率を乗じたものとし、平成30年4月1日から適用するものとする。